

平成29年山都町議会

第2回定例会

提案理由説明書

平成29年6月8日

平成29年第2回定例会を招集しましたところ、御参集賜りありがとうございます。

町長に就任して約3ヶ月を経ました。本町の首長として、行政を司る執行機関として、改めて責任の大きさを実感しているところです。

また、行政運営の課題も少なからず感じており、改善すべきところは改善していかなければならないと感じているものです。

それでは、提案理由の説明に先立ち、所信並びに近況の報告をさせていただきます。

「平成28年熊本地震」から、1年以上経過しましたが、最近も地震が頻発しており、油断ができないと感じているところです。

これから梅雨の時期を迎えますが、災害復旧もまだまだ緒に就いたばかりのところであり、二次災害など発生しないように祈るばかりです。

先の骨格予算では、総額112億6千万円の中には急ぐべき災害復旧に係る投資的経費も計上してあります。

まずは復旧・復興を最優先課題として、しっかりと取り組んで参りたいと思います。

4月以降、各地区、団体などから、総会などの案内を受け、できるかぎり出席してまいりました。地域や分野での活動に敬意を表するものでありますが、抱える課題は大きいものがあると受け止めてきました。

小中学校の入学式や矢部高校の体育祭にも行って参りましたが、小学校の新一年生が103人、中学校新一年生は89人、矢部高校入学者は49人と、極めて厳しい現状があります。小学校の中には、在校生が極めて少ない学校もあり、再編への議論も進めていきたいと考えています。

町の人口を見てみましても、合併後、毎年300人から400人程度人口が減少しております。国の人口問題研究所の予測では、平成35年には、1万人を切るとされています。私は、こうした急激な人口減少にブレーキをかけることを、町として取り組むべき、最重点課題と位置づける必要があると考えております。

そのために、良好な子育て環境を整え、出生数の増加に努めるとともに、移住・定住、Uターンによる流入人口の拡大が図られるよう「生まれて良かった、住んで良かった」と思ってもらえるような「山都町」を築いてまいります。

そうした町の将来像を「山の都」とし、「山の都づくり」を基本方針に施策展開をして参りたいと考えております。

「山の都」とは、豊かな自然環境や安心安全な生活環境の中で、共生、共助の理念のもと、人と人とのつながりを大事にしながら、いきいきとして生活や生産活動が出来る町をイメージしております。

ほかにはないオンリーワンの町、山都町ならではの「山の都」づくりに取り組んで参りたいと思います。

こうした考えのもと、まず取り組むべき事業として職員に3つのプロジェクトを組むように指示いたしました。

1つは、移住定住対策としての「若者向け住宅建設」であります。役場浜町事務所跡を分譲地として若者向けに提供していくこととします。公営住宅については、別用地において、検討したいと考えています。

2つ目に、「防災拠点施設機能を備えた総合体育館建設」であります。長年の懸案事項でもあり、場所の選定を進めます。新総合体育館には、防災拠点機能を併設し避難拠点や支援物資の供給・備蓄の役割も持たせる考えです。

3つ目は、「有機農業の推進、農産物の魅力情報発信」です。基幹産業である農業において、有機農業の先進地であるという先駆性を活かしながら、生活できる農業経営の支援、そして後継者や就農者を育成していきたいと考えています。

九州中央自動車道の仮称・北中島インターの整備が順調に進められており、5月27日には、国道445号線をまたぐ形で、長谷地区と北中島水の田尾方面を繋ぐ北中島橋が架設されました。

いよいよ山都町における西側玄関口までの開通が目前となってきましたが、高速道路の開通を本町にとって優位なものとし、人口減少の抑制、居住者の増加、経済浮揚に結びつけるべく対応していきます。

以上、私の基本方針、主要政策を述べたところですが、本議会には、これらを踏まえた肉付け予算、及び議案を上程しております。

次に、今定例会に提案しております議案についてご説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、専決処分報告7件、報告8件、条例5件、補正予算2件、その他案件26件です。

議案第38号は、平成28年度山都町一般会計補正予算第8号です。

これは、先の3月定例会において提出しました、補正予算第7号議決後に判明、確定した事業及び町税や交付金等に係る補正予算につき専決処分をおこなったため、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第39号は、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第6号です。

先の3月定例会において提出しました、補正予算第5号議決後に判明、確定した事業につき専決処分をおこなった補正予算について、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第４０号は、所得割や固定資産税の課税標準の見直し等を主な内容とした地方税法等の一部改正に伴い、山都町税条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第４１号は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得についての見直し等を内容とした地方税法の一部改正に伴い、山都町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第４２号は、平成２８年熊本地震の被災者に対する国民健康保険税の減免措置の延長を行うことに伴い、平成２８年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第４３号は、平成２８年豪雨災害の被災者に対する国民健康保険税の減免措置の延長を行うことに伴い、平成２８年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第４４号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

次の報告第１号は、平成２８年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告です。地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、繰越明許費のうち実際に同２９年度に繰り越した金額について報告を行うもので、今回の繰越額は、７９億８，４３１万円となります。

報告第２号、平成２８年度山都町一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定により、継続費のうち実際に同２９年度に繰り越した金額について報告を行うもので、今回の繰越額は、２５７万円です。

報告第３号は、平成２８年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告です。地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、繰越明許費のうち実際に同２９年度に繰り越した金額について報告を行うもので、今回の繰越額は、１億３，５６６万円となるものです。

次の報告第4号から第8号については、町が二分の一以上を出資している株式会社や財団法人等に係る経営状況の報告です。

議案第45号、平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例の制定については、平成28年熊本地震によりがけ地が崩壊した被災者の負担軽減を図るため、新たに分担金の徴収に関する特例を定めた条例を制定するものです。

議案第46号、山都町公民館条例の一部改正については、馬見原公民館の使用料を見直すことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第47号、山都町営体育館条例の一部改正については、花上体育館の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第48号、山都町へき地保育所条例の一部改正については、御所へき地保育所の閉鎖に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第49号、山都町福祉サービス手数料条例の一部改正については、介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に補正予算ですが、議案第50号、平成29年度山都町一般会計補正予算第1号については、33億9,400万円を増額補正し、補正後の額を146億5,400万円としています。

歳出の主なものとして、2款 総務費に、熊本地震による災害からの早期復興を図るための平成28年熊本地震復興基金に対する申請額3億6,756万円を計上しました。また、地方創生事業として、農産物ブランド化推進事業や矢部高校魅力化等に係る事業費2,939万円を計上しています。

5款 農林水産業費には、野菜産出額の増大や野菜農家の所得向上に向けた、攻めの園芸生産対策事業のほか、集落営農推進事業費等合わせて4,700万円と、本町の基幹産業である農業振興に係る経費を重点的に計上しました。

林業費には、懸案であった鳥獣処理加工施設の本年10月の運用開始を目指し、整備費等1,200万円を計上しています。

6款 商工費には、4箇所目となる八朔大造り物小屋を旧矢部町新町に整備し、本年4月にオープンした観光文化交流館と連携した回遊性の高い観光施設として、来町者の大幅な増が見込めるものです。

10款 災害復旧費には、熊本地震及び梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設の復旧事業経費13億4千万円を計上したところです。

このほか、名ヶ川河川等災害関連工事2,510万円、防災がけ崩れ対策工事に1億円、被災住宅の応急修繕料として4,032万円を計上したところです。

議案第51号、平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算第1号については、矢部、朝日、柏地区の簡易水道整備事業を主な内容とした4億5,274万円を増額補正し、補正後の額を7億2,102万円としました。

議案第52号、大川大矢線道路改良工事（繰越）及び議案第53号、名ヶ川河川等災害関連工事に係る工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

議案第54号、山都町鳥獣処理加工施設物品一式及び議案第55号、図書システム一式に係る物品売買契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

続く、議案第56号、上鶴線道路改良工事及び議案第57号、水の田尾下鶴線道路改良工事に係る工事請負変更契約の締結については、いずれも先の3月定例会において議決をいただき締結しております契約ですが、今回単価及び経費の改正に伴い増額を行うものです。

同意第7号から第25号の山都町農業委員会委員選任について同意を求める件については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、委員19名の選任について議会の同意を求めるものです。

諮問第1号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員7名のうち1名が、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、委員の候補者について推薦し、諮問を行うものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。